

レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	<p>【居住地域に噴火による重大な災害を及ぼす現象が切迫】</p> <ul style="list-style-type: none"> 溶岩流が居住地域に切迫 	各レベルに該当する現象がみられなくなるなど、観測データに活動低下が認められた場合には、必要に応じて火山噴火予知連絡会等の検討結果も踏まえながら、火山活動を評価した上で判断
4	<p>【居住地域に噴火による重大な災害を及ぼす現象の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 溶岩流が居住地域に到達する可能性 	
3	<p>【火口から概ね 2km 以内、状況により概ね 4km 以内に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>次のいずれかが観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 噴火活動中に火山性微動が概ね 3 時間以上停止した場合 規模の大きな火山性地震（現地で震度 1 相当以上）の多発 火口底の赤熱現象の急激な進行 火山性微動の振幅増大もしくは火山性地震の多発と同時に火口直下の増圧を示す急激で顕著な地殻変動（概ね $0.1 \mu \text{ rad/h}$ 以上の傾斜変化等） <p>レベル 2 への引き上げ基準を満たす現象が観測される中、加えて以下の現象が複数観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山ガス（二酸化硫黄）の 1 日あたりの放出量が概ね 2,000 トンを超えて急激に増加傾向（2 ~ 3 倍程度） 火山性微動の急激な振幅増大（中岳西山腹観測点 NS 成分で 1 分平均振幅 $4 \mu \text{ m/s}$ 以上）または震動振幅の不安定な変化 火口直下の増圧を示す急速な地殻変動（概ね $0.02 \mu \text{ rad/h}$ 以上の傾斜変化等） 長周期パルス（周期 20 秒程度。広帯域地震計：$30 \mu \text{ m/s}$ 程度、傾斜計：$0.3 \mu \text{ rad}$ 程度）の発生 	火孔閉塞と思われる噴火活動中の火山性微動の停止に伴い、レベル 3 に引き上げた場合には、微動が再開もしくは小規模噴火が発生して閉塞が解消された場合に引き下げを検討する。その他の要因でレベル 3 に引き上げた時は、左記のレベル 3 への引き上げ基準を下回ってから 2 週間後を基本とする。
2	<p>【火口から 1km を超え、概ね 4km 以内に影響を及ぼす噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火口から半径 1km 以遠に大きな噴石飛散、火砕流等 古坊中の空振計で 150Pa 以上の空振を伴う爆発的噴火の発生 <p>【火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>次のいずれかが観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山性微動の振幅増大（中岳西山腹観測点 NS 成分で 1 分平均振幅 $2.5 \mu \text{ m/s}$ 以上が 1 時間以上継続） 規模の大きな火山性微動（現地で震度 1 相当以上）の発生 土砂噴出活発化（中規模以上（高さ 30m 以上）） <p>以下の現象が複数項目観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山ガス（二酸化硫黄）の 1 日あたりの放出量が概ね 1,500 トン以上 火山性微動（中岳西山腹観測点 NS 成分の 1 分間平均振幅 $1.5 \mu \text{ m/s}$ 以上）が 1 時間以上継続 湯だまりの量が急激に減少または消失（量 = 3 割以下、微動や表面現象を伴わないままゆっくり減少、または消失した場合を除く） 火口底赤熱（火口底の 3 割以上） 山体膨張を示す地殻変動（GNSS 等で観測される比較的緩やかな地殻変動） 中岳火口（中岳第 1 火口以外）で熱異常域の発現 	左記のレベル 2 への引き上げ基準に達しない活動が概ね 1 ヶ月続いたときを基本とするが、活動状況によってはレベル下げの期間を短縮（最短 3 日目から検討を始める）する
	<p>【火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大きな噴石が飛散（火口から半径 1 km 以内、火口内も含む） 	

- ここでいう「大きな噴石」とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。
- これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- 火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（下がる時も同様）。
- レベル 5 からレベルを下げる場合にはレベル 4 ではなくレベル 3 に下げるものとする。
- レベルの引き上げ基準に達しない程度の火山活動の高まりや変化が認められた場合などには、臨時的「火山の状況に関する解説情報」を発表することで、火山の活動状況の解説や警戒事項をお知らせする。
- 以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。